

令和3年7月8日

事業所 各位

大和郡山市介護福祉課

福祉用具貸与の同一品目複数貸与を 算定する居宅介護サービス計画について

平素は大和郡山市介護保険事業の運営にご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

表記の件について、以前より個別に相談をいただき、必要に応じケアプランの提出を求めていたところですが、今後は給付適正化の一環として対象のケアプランについて下記の要領で全件提出をお願いします。

業務ご多忙の中、大変恐縮ですがご協力いただきますよう宜しくお願いいたします。

○対象者

1. 要介護認定者（要支援認定者は提出不要）
2. 以下の福祉用具貸与において同一品目複数貸与を利用する場合
 - ・歩行補助つえ ・特殊寝台 ・歩行器 ・床ずれ防止用具 ・体位変換器
 - ・車椅子 ・自動排泄処理装置 ・移動用リフト ・認知症老人徘徊感知機器

○提出時期

- ・新規にケアプランに位置付ける時
- ・既に利用している場合は現時点のプランを提出（令和3年8月末日までに提出）
（事前に相談いただき、既にプランを提出されている場合は不要）



- ・以降は要介護認定ごとに提出

○提出書類

1. 別紙理由書
「複数貸与が必要な理由」欄の記載内容はケアプランにも反映されていること
2. 居宅サービス計画書 1～4表
※計画書に当該用具の貸与の必要性、及び同一品目複数貸与が必要なやむを得ない理由が明確に記載されていること。
※サービス担当者会議の検討内容として、同一品目複数貸与の必要性について精査したことが記載されていること



介護福祉課へ提出いただいた後、算定の可否について通知します。

〈問い合わせの多い質問〉

Q 車椅子、歩行器の屋内用屋外用の使い分けでの貸与は可能ですか？

A 適切なアセスメントに基づいて、利用者の自立支援、重度化防止の観点から屋内、屋外それぞれにおいて貸与の必要性があるのか、又利用者においても自己負担の増加に繋がることから、効果とコストを比較考慮し、やむを得ない場合に利用が可能です。よってケアプランに明らかなニーズがなく、単にサービス内容へ「車椅子・歩行器（中用外用）」と位置づける事は適切ではない。

（同一の機器で介護者が歩行器を持ち上げたり、車輪を拭いたりするなどの手伝いができそうな場合必要性は無いものとする。）

※ケアプランの内容が客観的にも把握できるものになっているか、確認の上提出をお願いします。

大和郡山市福祉健康づくり部

介護福祉課 介護給付係

TEL 0743-53-1657（直通）

FAX 0743-53-1049